

議案第81号

瀬戸内市障害者医療費給付条例の一部を改正することについて

瀬戸内市障害者医療費給付条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級の身体障害者手帳を所持する者などについて、他の対象者と同様に、65歳以上を受給対象外とするため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

瀬戸内市障害者医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第3号まで」の次に「及び第5号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市障害者医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第117号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前項第1号から第3号まで_____に掲げる者については、同項第1号から第3号まで_____に該当することとなった時の年齢が65歳以上である者</p> <p>(4) 略</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前項第1号から第3号まで<u>及び第5号</u>に掲げる者については、同項第1号から第3号まで<u>及び第5号</u>に該当することとなった時の年齢が65歳以上である者</p> <p>(4) 略</p>